



もう申請は済みましたか？

高山市事業継続応援給付金

◆給付金の額

1事業者あたり1回限り**10万円**(複数の事業所を有する場合でも同一金額)

◆対象事業者

① 次のア～ウのいずれかに該当する事業者

ア 高山市内で市民や観光客等に対して、**対面販売や対面サービスの提供等を行う事業者**

イ アに該当しないが、市内で主に観光客に対して商品販売やサービスの提供を行う**観光関連事業者**

ウ 上記ア、イの事業者に対して、市内において経常的に商品やサービスを提供している**取引事業者**

② 令和3年5月又は6月の売上高が前年又は前々年の同月と比較して**10%以上減少**

※上記以外にも条件がありますので、詳細は市ホームページ等によりご確認ください。

◆申請の方法

郵送または市ホームページからの電子申請、もしくは直接窓口へ提出

※宛先 〒506-8555 高山市花岡町2-18 高山市役所 事業継続応援給付金係

※直接提出される場合は、下記のお問合せ先へ

◆申請期限

令和3年10月29日(金) ※当日消印有効

◆お問合せ先

高山市役所 新型コロナウイルス総合窓口内 事業継続応援給付金係

☎0577-35-3183 (受付時間:平日9:00~17:00)

各支所基盤産業課、高山南商工会

締切延長

10月29日

8月27日～9月30日の緊急事態措置区域に係る各種支援金・協力金の申請

◆月次支援金(国)

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、**売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等**の事業の継続・立て直しやそのための取組を支援のために給付されます。(感染防止協力金の対象飲食店は申請できません。)

◆支援金の額

2021年の対象月の売上と2019年又は2020年の対象月と同じ月の売上との差額

上限額 中小法人 20万円/月 個人事業者 10万円/月

◆申請の方法

電子申請のみ【月次支援金事務局のホームページ(<https://ichijishienkin.go.jp/>)からの申請】

※登録確認機関による事前確認が必要(すでに一時支援金、月次支援金を受給されている場合は不要)

◆申請期限

8月分:令和3年10月31日(日) 9月分:令和3年11月30日(火)

◆お問合せ先

相談窓口 ☎0120-211-240 (IP電話専用 03-6629-0479 (受付時間8:30~19:00))

◆岐阜県売上減少事業者等支援金

4月・5月・6月分の申請は締め切られました。8月・9月分の申請手続等は、まだ公表されていません。

◆岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第7弾)

早期申請分の申請は締め切られました。本申請分の申請手続等は、まだ公表されていません。

※これらの情報は変更される場合がありますので、実施主体のホームページ等でご確認ください。

事業に活かせる 各種セミナーのご案内

無料

テレワークでつなぎとめる優秀人材 ～中小製造業におけるテレワーク実践例～ テレワークセミナー

優秀な人材確保が難しい時代において、離職者等をテレワークによってつなぎとめる人材確保策の事例を紹介します。

オンライン開催 (Webex使用)

日時:10/14(木) 14:00～16:00

お問い合わせは

総務省テレワーク・サポートネットワーク事務局

☎:044-299-7028

HP:<https://teleworksupport.go.jp/>

事業継続力強化計画セミナー

近年豪雨災害が頻発しています。豪雨だけでなく地震や新型コロナウイルスなど突発的に発生する災害は皆様の事業に大きな影響を及ぼす可能性があります。災害に備えた事前対策や発生時の初動対応を考えておく「事業継続力強化計画」は、発災後に早期に復旧し事業を立て直すうえでとても重要です。

日時:10月27日(水)13:30～15:30

会場:高山北商工会(高山市国府町広瀬町886-1)

講師:事業継続主任管理士 伊藤哲夫氏

内容:計画の必要性、策定手順、質疑応答

※終了後、ご希望により個別相談を承ります。

主催:岐阜県商工会連合会

この「事業継続力強化計画」には国の認定制度があります。認定を受けると以下のような国の優遇策を受けることができます。

- ✓日本政策金融公庫の低金利融資
- ✓信用保証枠の追加
- ✓防災・減災設備の税制優遇
- ✓ものづくり補助金審査時の加算



受講を希望される場合は、**10月15日(金)まで**に商工会へお申し込みください。

スマートワーク普及セミナー 中小製造業における柔軟な働き方の導入方法

製造業にもデジタルの波が広がりを見せています。デジタル化により実現できること、それにより起きる変革。また、中小製造業の強みを活かすDXとは何か。本セミナーでは導入事例を詳しく説明し、柔軟な働き方を取り入れるポイントについて解説します。

日時:10月26日(火)14:00～15:30

会場:テクノプラザ(各務原市テクノプラザ1-1)

主催:(公財)ソフトピアジャパン

※参加を希望される方は、商工会に申込書がありますのでご連絡ください。

小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>

ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産性プロセスの導入等に取り組み、感染拡大防止と事業継続を両立させるための対人接触機会の減少に資する前向きな投資を行う事業を支援します。
※補助対象経費の全額が対人接触機会の減少に資する取組となる必要があります。

◆補助上限額 100万円(補助率3/4)

◆申請期限 第4回:令和3年11月10日

◆事業実施期間 交付決定日～令和4年8月31日(水)

◆申請方法 Jグランツ(補助金申請システム)のみ。

GビズIDプライムアカウントの取得が必要です。

ご相談は商工会へ

掛金に
国の助成が
受けられる!



- 国の制度だから安心 ●掛金は全額非課税
- 外部積立型で管理が簡単 ●パートさんの加入もOK

詳しくはホームページをご覧ください。

中退共 検索 <http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

ご存じですか? 「個別労働紛争処理制度」

10月は「個別労働紛争処理制度」周知月間です

「個別労働紛争処理制度」とは、労働者個人と事業主の間のトラブル(解雇、賃金不払、パワハラなど)を未然に防止するとともに、迅速、適正な解決を支援するための公的な制度です。労使間のトラブルでお困りの場合は、労働委員会にご相談ください。

◎岐阜県労働委員会事務局

TEL:058-272-8790 FAX:058-278-2832

記帳等指導手数料・労働保険委託手数料
(1回目)の口座振替のお知らせ

標題の手数料を10月20日(水)に登録口座から引き落としさせていただきますのでお願いします。関係される方へは改めてお知らせします。

10月1日から最低賃金が改正
最低賃金は**880円/時**

高山南商工会

<https://www.gifushoko.or.jp/takayamaminami/>

本所 ☎52-3460

e-mail:t-minami@ml.gifushoko.or.jp

朝日支所 ☎55-3529